

となりに生きる外国人
-日本語教育が関わっている現場-

2019年4月26日
東京女子大学
松尾 慎

お知らせ

- 》 夏休みのアメリカオレゴン州ユージン学園でのインターンシップ
- 》 HPに載せています。
- 》 5月24日申し込み締切（直接申し込んでください）。
- 》 おそらく経験者から話を聴くチャンスがあります。
- 》 **東女のプログラムではありません！**

今日のメニュー

- 日本在住外国籍住民の動態
- ビデオ視聴『となりに生きる外国人-多文化共生って何?』
- となりに生きる外国人と日本語教育
 - 留学生
 - (外国人)研修生 -研修・技能実習制度-
 - 非正規滞在者
 - (外国人)看護師・介護士候補生 -EPA(経済連携協定)-

今日の授業準備のための課題

》以下のビデオをすべてyoutubeで必ず視聴し、感想や追加学習の結果を書きましょう。もちろん、学びのノート(教室外学習)の活動としてカウントしてOKです。

- 》 技能実習生 https://www.youtube.com/watch?v=_dLcjOnL7-A (15分50秒)
- 》 EPA国家試験 <https://www.youtube.com/watch?v=7-VoENXvVBM> (8分37秒)
- 》 難民 <https://www.youtube.com/watch?v=te7zwd4tpLM> (6分33秒)
- 》 外国につながる子どものための教育
<https://www.youtube.com/watch?v=Mh8Y00FYivc> (4分2秒)

日本在住外国籍住民の動態

在留外国人数

2019年1月1日の日本の人口は約1億2632万人です。
(総務省統計局資料による推定値)

では、日本在住外国籍住民の人数はおおよそ
どれぐらいでしょうか？(2018年12月末現在)

1. 約65万人
2. 約135万人
3. 約273万人

在留外国人数

2,731,093人(2018年12月末)

日本の総人口の約2.16%

過去最高

1年で、6.6%増加

女性の割合51.4%

》平成元年(1989年)

》在留外国人数 約98万人

》つまり、ここ30年で約2.8倍、増えています！

在留外国人割合

- 》 東京都全体・・・3.79% (2018年1月)
- 》 杉並区・・・2.82%

- 》 長野県川上村・・・24.17%
- 》 大阪府生野区・・・21.93%
- 》 群馬県大泉町・・・18.96%
- 》 東京都新宿区・・・12.81%

2018年新成人

》東京 8人に1人が外国人

2018年新成人に占める 外国人住民の割合

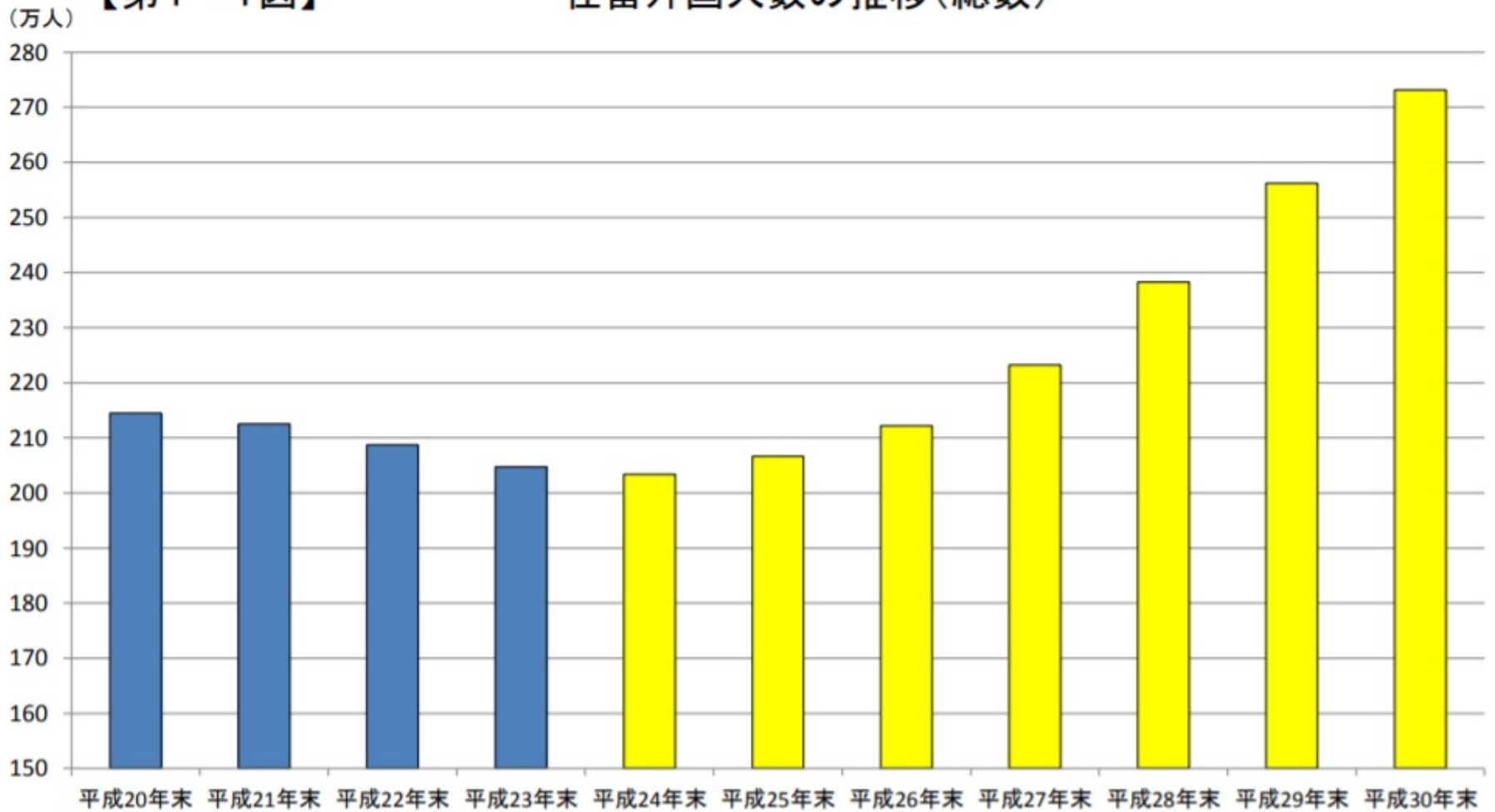
》 新宿区・・・45.7%

》 豊島区・・・38.3%

》 中野区・・・27%

【第1-1図】

在留外国人数の推移(総数)



ただし、、、

》 国連統計

》 2000年から2015年

》 外国出身者の人口増加率

》 日本・・・21% (それほど多いわけではない)

》 中国・・・93%

》 韓国・・・444%

ビデオ視聴

》『となりに生きる外国人—多文化共生って何?』

- ▷ 制作: アジア太平洋資料センター(PARC)
- ▷ 2006年
- ▷ 30分

》第一部「労働の現場から」

》第二部「ことばと社会」

》第三部「教育」

》「となりに生きる外国人」のことを知ることが、日本語教育とどのように繋がっているのか、

》それを考えながら見て下さい。

》トピックは以下の通りです。

トピック

- 》 外国人労働者の人権
- 》 「不法」就労労働者には人権がないのか？
- 》 労災認定の問題
- 》 国際結婚と子どもの国籍、権利
- 》 農村「花嫁」の問題
- 》 日本語習得と母語の喪失
- 》 「ダブル・リミテッド」の子どもたち

- 》 外国にルーツを持つ子どもにとって日本語と母語が持つ意味は？
- 》 子どもたちにとっての母国・祖国とは？
- 》 外国人住民が地域で生きていくこと

》では、ビデオを観てください。

ビデオより

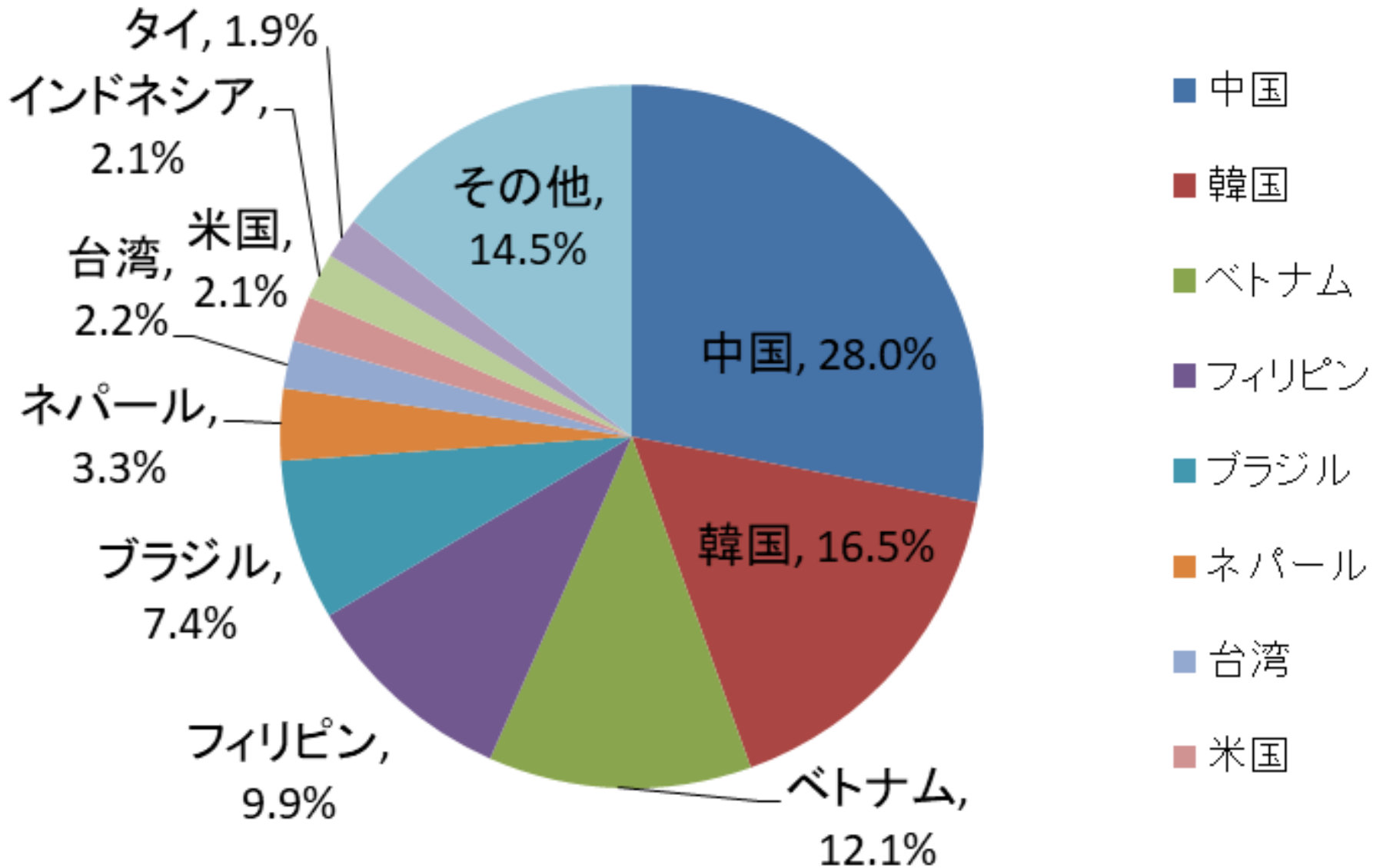
》「日本の社会を構成しているのは、日本人だけではありません。文化は違ってもとなりに生きる外国人は日本社会の一員です」

出身地別在留外国人数

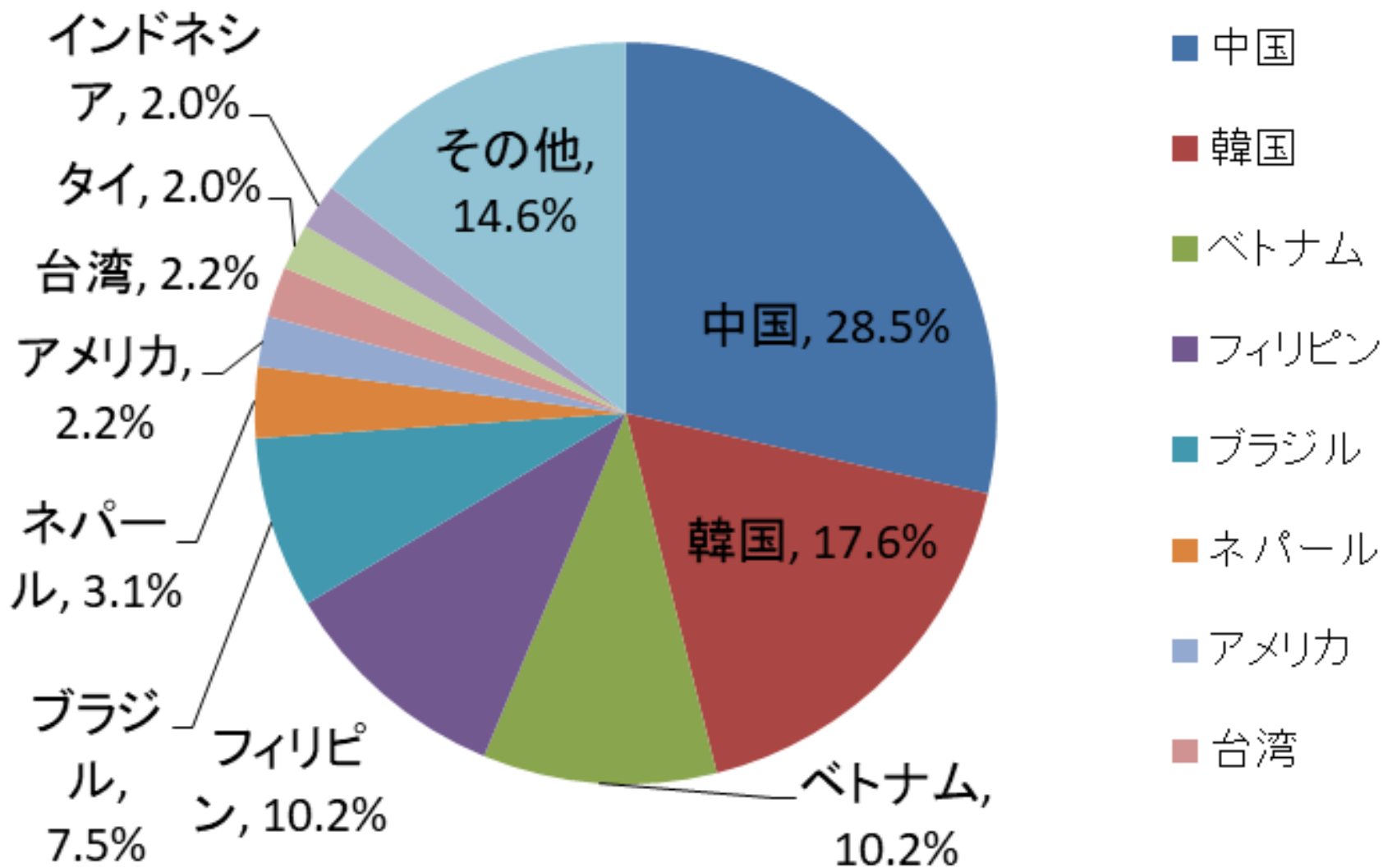
出身地域別順位の1位から5位までを
推定してみてください。

<http://www.moj.go.jp/content/001204549.pdf>

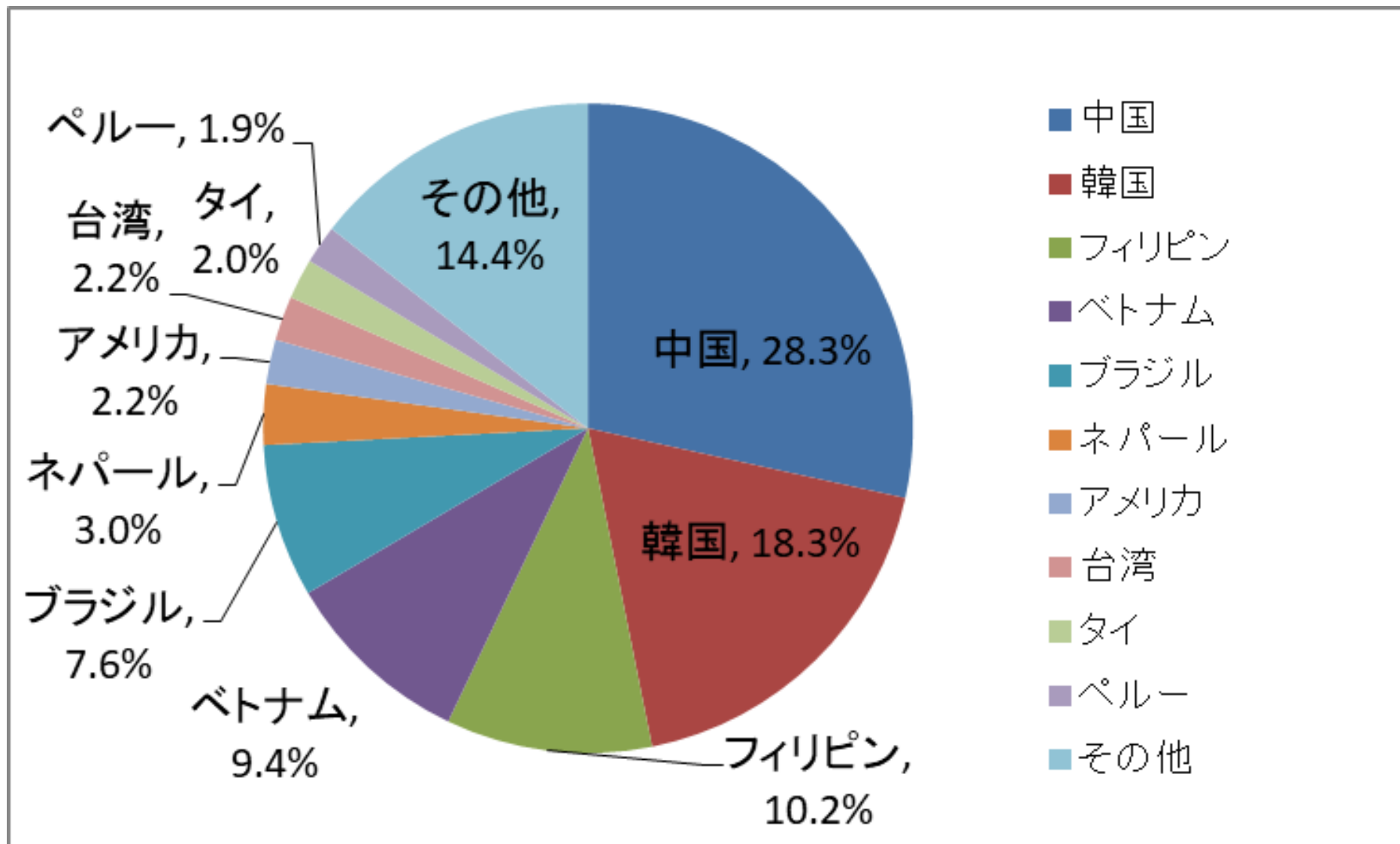
2018年12月末 国籍・地域別在留外国人人数



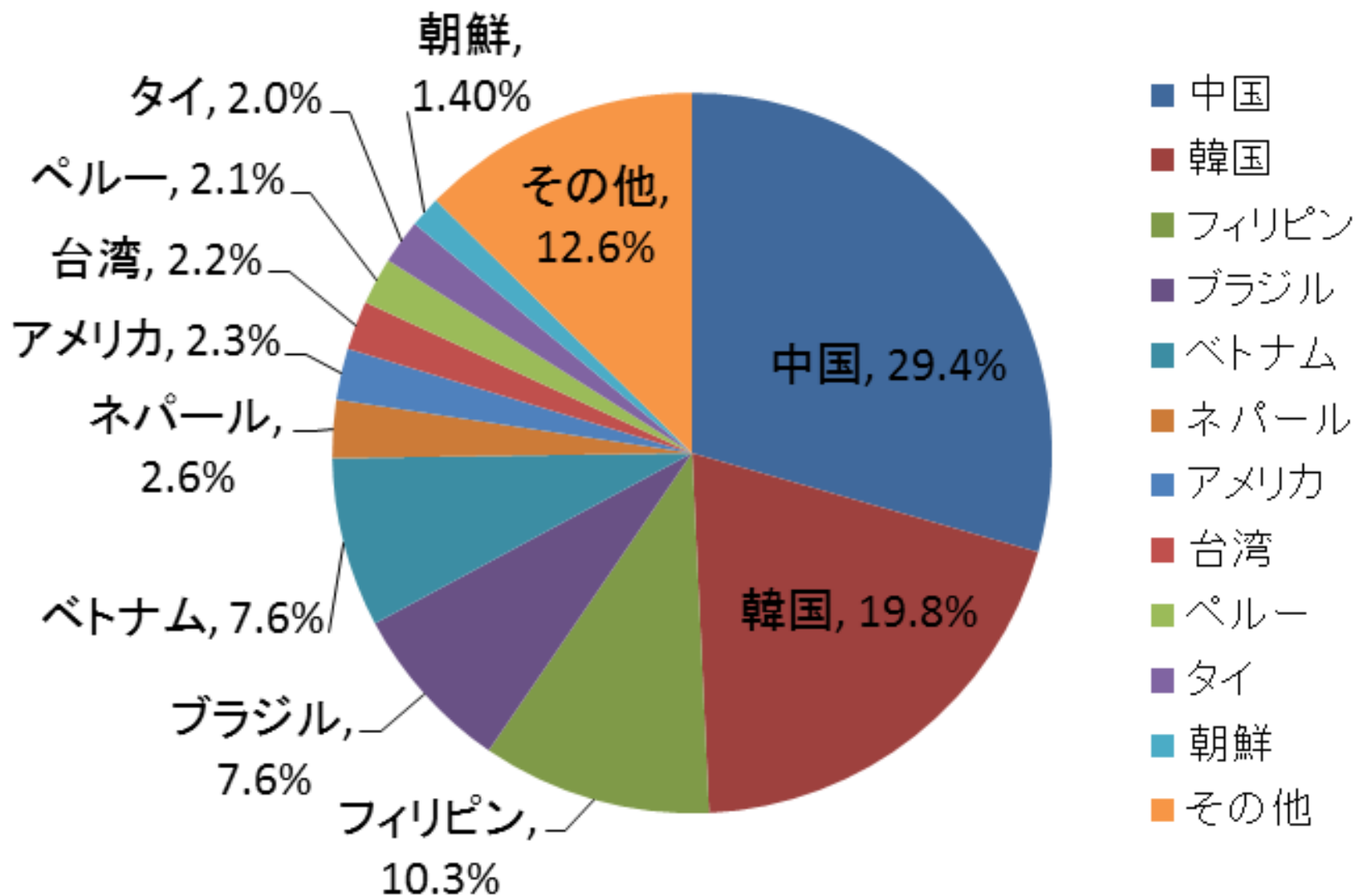
2017年12月末 国籍・地域別在留外国人人数



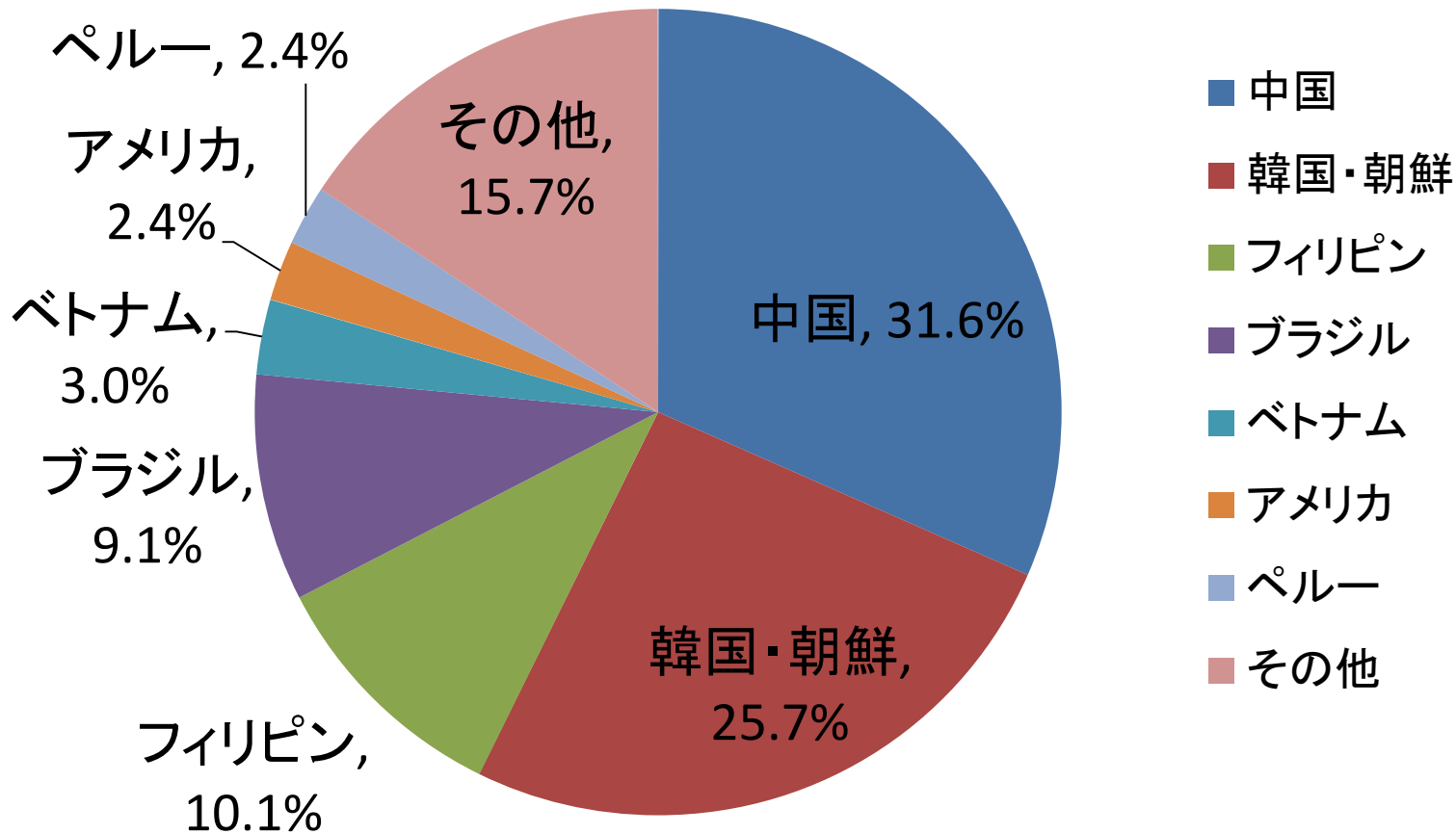
2017年6月末 国籍・地域別在留外国人人数



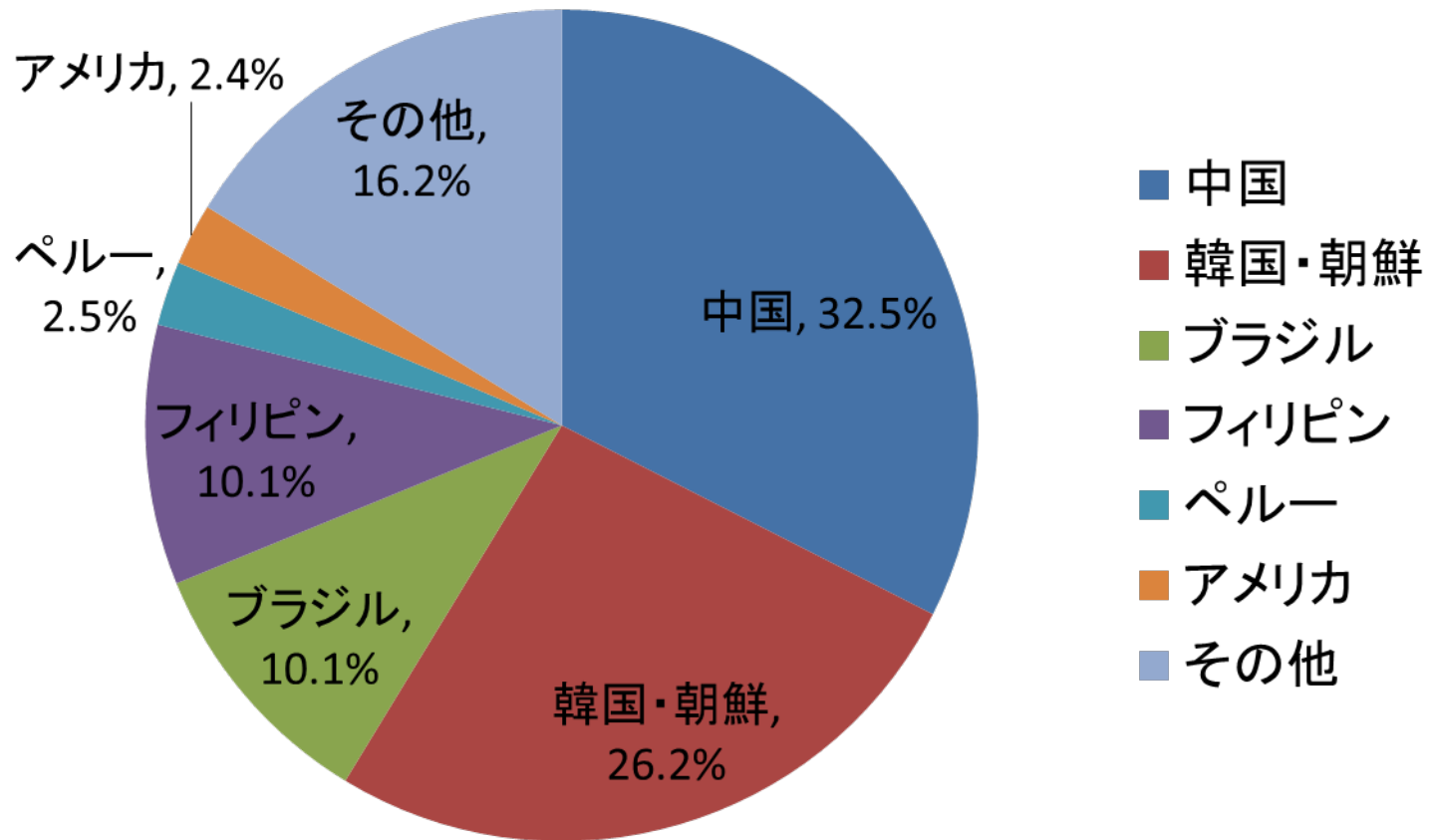
2016年6月末 国籍・地域別在留外国人人数



2013年6月末 国籍・地域別在留外国人人数



(参考) 2011年度末 国籍・地域別外国人登録者数



学びのノートのヒント

- なぜ、「国籍別」ではなく、「国籍・地域別」であるのか。
- 2011年まで「韓国・朝鮮」
- 2012年から2016年まで「韓国」と「朝鮮」が別
- 2017年「韓国」はあるが、「朝鮮」が消えた
- その歴史的背景を調べる。

特徴

- ベトナム人の急激な増加(26.1%増加)
 - 日本語学校においてベトナム人留学生激増
- ネパール人の増加(杉並区だけで1740人)
- 台湾は2012年度から統計上に現れるようになった(その背景は?)・在留カードに「台湾」の記載

在留外国人人数 この30年で

- 》 中国 5.3倍増加
- 》 ベトナム 43.7倍
- 》 フィリピン 6.7倍
- 》 ブラジル 12.7倍

- 》 韓国・朝鮮 0.7倍

在留カードとは・・・

- 2012年7月9日より、「在留カード」制度開始
- 在留期間の上限： 3年 ⇒ 5年

なぜブラジル人が比較的多いのか

》 **大前提！**

▶ **日本**は、「**単純労働**」に対する**就労資格はない**。

》つまり、先ほどのビデオに登場する非正規滞在者に対して、「働きたければ正規に申請すればいいのではないか」という主張は元々、成立しない。

なぜ比較的ブラジル人が多いのか

- 》 大半は日系ブラジル人とその配偶者
- 》 1989年入管法改正
 - ▶ **日系人**3世までとその配偶者、日系人4世に対し「**定住者**」という**在留資格**が付与されることになった。3世までとその配偶者に活動内容に制限はない。つまり、**単純労働ができる**
- 》 日系人集住地域では、人口の10%程度を占めるところもあり。

在留資格 とは？

- 》日本に入国・在留する外国人は、日本で行う活動内容に適合した**在留資格を得る必要**がある。
- 》法務省に「在留資格取得許可申請」をする。
- 》28種類の在留資格が定められ、それぞれに在留期間等が公表されている。

ビザ・・・入国資格

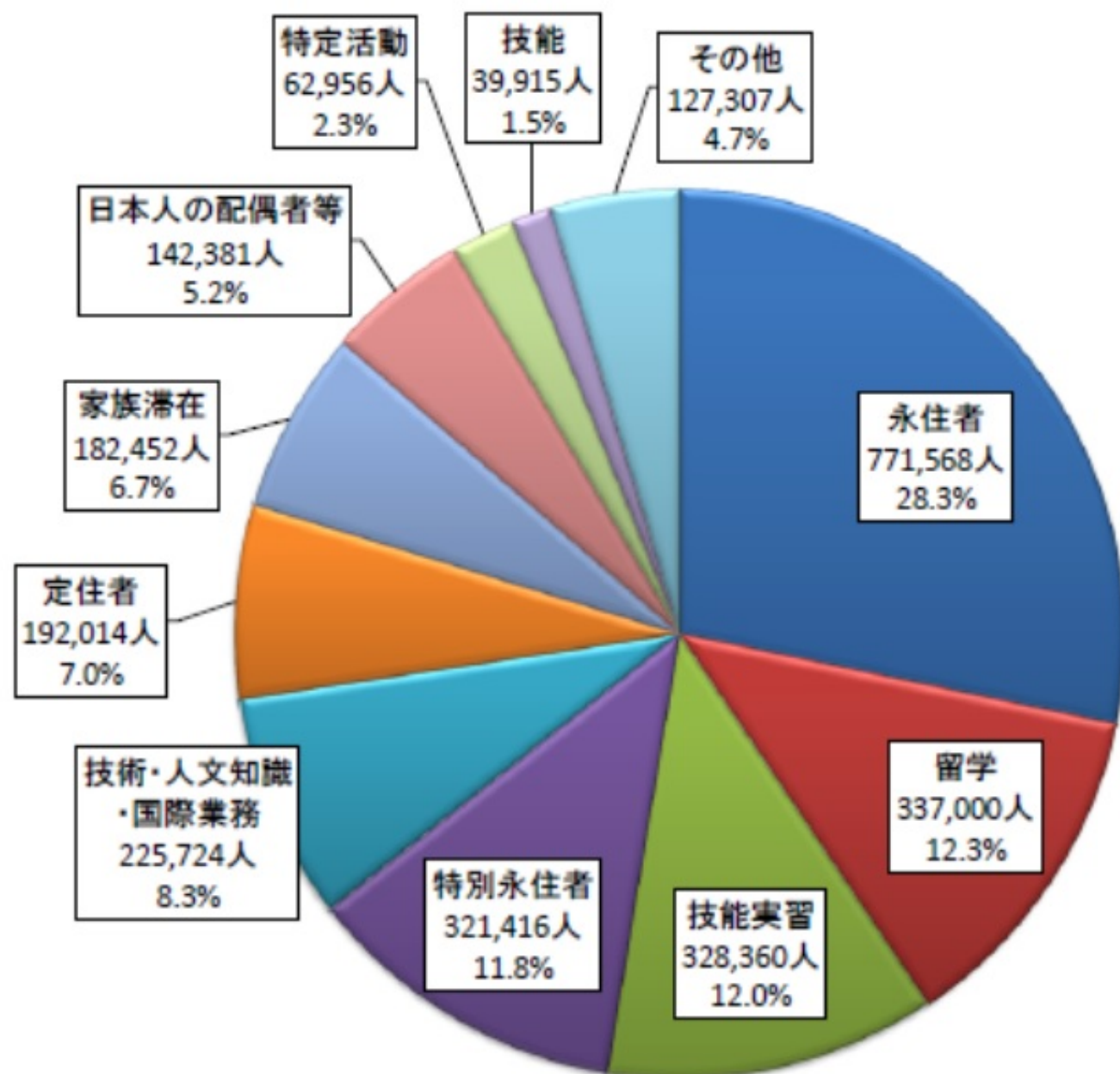
在留資格・・・滞在資格（外国人が在留する
根拠となるもの）

※ 観光客の場合、「短期滞在」という在留
資格を取ることになる

在留資格の例

在留資格	期間	該当例	就労制限
教授	3年又は1年	大学教授等	大学教授等
技能	3年又は1年	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人	技能
留学	2年又は1年	日本語学校・専門学校・大学等の学生	週28時間まで
定住者	3年、1年等	インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子など	制限なし

【第2-2図】 在留外国人の構成比(在留資格別) (平成30年末)



日本語学習者数の推移

》日本における日本語学習者は増加傾向にあるでしょうか、それとも減少傾向にあるでしょうか？

日本語学習者数の推移（文化庁資料）

	2010年度	2011年度	2012年度	2014年度	2016年度	2017年度
大学等機関	50,579	40,799	44,104	53,157	56,672	58,418
地方公共団体・教育委員会	21,065	14,649	15,405	15,212	23,200	18,901
国際交流協会	17,023	11,866	17,476	19,896	32,365	36,661
法務省告示機関・任意団体等（日本語学校他）	78,927	60,847	62,628	86,094	105,644	98,874
合計	167,594	128,161	139,613	174,359	217,881	239,597

日本語学習者数（国・地域別）

2017年度調査

》 アジア地域 84.4%

》 中国 31.9%

》 ベトナム 21.4%

》 ネパール 5.4%

》 以下、韓国、フィリピン、台湾、ブラジル

》 http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihong_okyoiku_jittai/h29/pdf/r1396874_01.pdf

- ◆「留学生10万人計画」・・・1983年
 - ◆2003年に10万人を突破

- ◆「留学生30万人計画」・・・2008年
 - ◆どうなっているか??

留学者数（在留資格「留学」）

- 2010年末 201,511人
- 2011年末 188,605人
- 2012年末 180,919人
- 2013年末 193,073人
- 2014年末 214,524人
- 2015年末 246,679人
- 2016年末 277,331人
- 2018年末 337,000人

留学生と日本語教育

》 大学における日本語教育

- ▷ 学部留学生
- ▷ 短期留学生(交換協定など)
- ▷ 大学院留学生
- ▷ 理系の留学生の場合、修士論文、博士論文は英語で書く場合が少なくない

留学生と日本語教育

》 東京大学の場合(2016年11月現在)

▷ 3716名(うち、学部留学生は393人弱)

▷ (約100カ国・地域)

▷ ほとんどが大学院生(大学院は20.84%が留学生)

》 中国49.0% 韓国12.3% 台湾4.5% タイ3.3%

》 (アジア82.2%)

留学生と日本語教育

東女における日本語教育

》 留学生

- ▷ 1年次に、日本語が週4コマ必修(前期・後期)
- ▷ 8単位(第一外国語の8単位に代えることができる)
- ▷ 授業内容:レポートの書き方、発表の仕方(PPTやレジュメを使用)、映像(ドキュメンタリー)制作

東女の場合

- 》 2011年度(38名)
 - 》 2013年度(38名)
 - 》 2014年度(30名)
 - 》 2015年度(22名)
 - 》 2016年度(20名 交換留学生4名を含む)
 - 》 2017年度(26名 交換留学生4名を含む)
 - 》 2018年度(31名 交換留学生5名を含む)
 - 》 2019年度(36名 交換留学生5名を含む)
- 日本における在留外国人数の割合よりも低い

東女の場合

》 2019年度(36名)

》 学部留学生:28名

(1年:12名、2年:7名、3年:7名、4年:2名)

》 大学院生:3名

》 交換留学生:5名

▷ 誠信女子大学校(韓国)3名

▷ 上海外国語大学(中国)2名

東女の場合

》 2019年度 学部入学者

》 12名（韓国出身9名、中国出身2名、ベトナム出身1名）

▷ 資格外活動（アルバイト等）

▷ 1週間に28時間まで（東女は・・・）

労働者としての留学生

- 》 外国人労働者約146万人（2018年10月）
- 》 留学生・・・約29万7000人
- 》 23.2%が留学生！！

技能実習生（外国人研修生） （研修・技能実習制度）

- 》財団法人国際研修協力機構（JITCO）
- 》問題が少なくない

研修・技能実習制度の見直し

以前は、1年目在留資格「研修」で2・3年目は「特定活動」

⇒在留資格「技能実習」（3年間）

（2010年7月1日より）

※労働基準法が適用されない「研修」期間に、実質的には労働者として仕事をさせる事案が多発し、社会的問題となっていたから

実習の職種

》 農業・漁業

》 建設

》 食品製造

》 繊維・衣服など

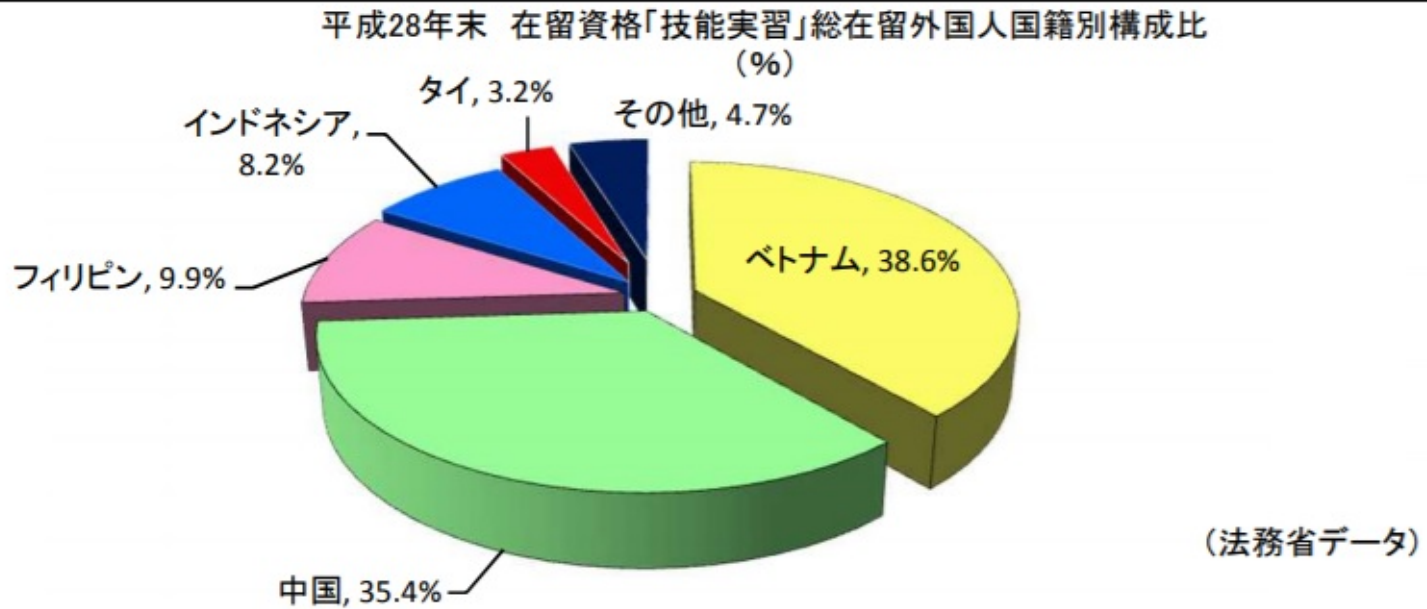
》 機械・金属

》 その他

技能実習制度

2017年6月末現在 全体 251,721人

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン



技能実習生と日本語教育

》 派遣前事前研修

- ▷ 13週間の研修(日本語研修、日本文化・生活習慣など)をすることがガイドラインとなっている。
- ▷ 実際:12週間(49.5%)
- ▷ 平均533時間(内 日本語研修346時間)
- ▷ http://www.jitco.or.jp/nihongo/nihongo_hakenmaetyousa.html

技能実習生と日本語教育

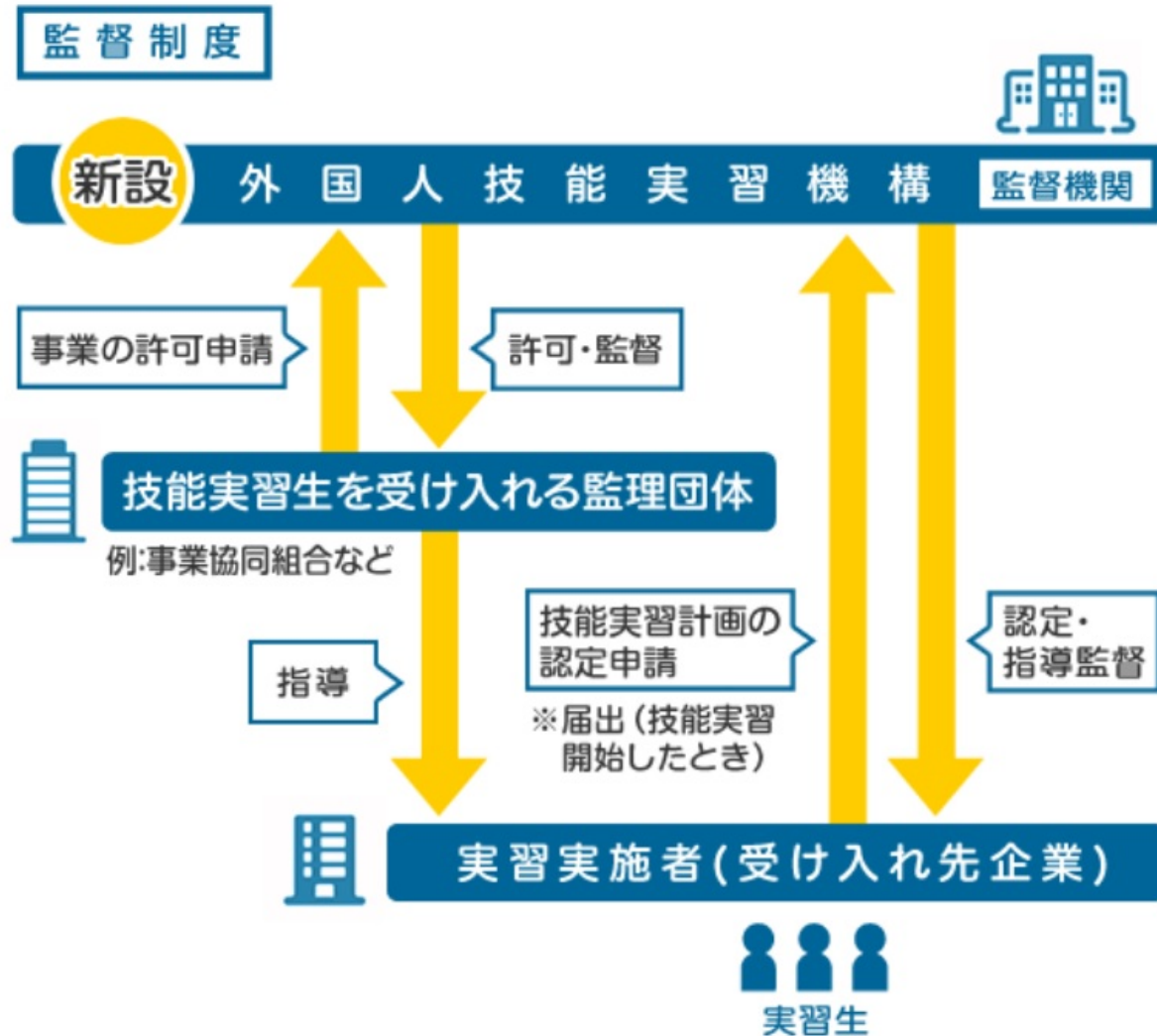
》 派遣後研修

- ▷ 入国後2ヶ月間は講習を受講（母国で1ヶ月かつ160時間以上の講習等を受けた場合は、入国後の講習を1ヶ月まで短縮可能）。
- ▷ 内容は日本語や生活習慣、法令等に関する知識など。

技能実習生（外国人研修生）

》 待遇が大きな問題

2017年11月1日施行「技能実習法」



技能実習法のポイント

- 》これまでJITCOが実地検査などを行ってきたが、あくまで民間の団体で行政指導をする権限はなかった。
- 》実習期間の延長⇒最長3年から最長5年へ(いったん帰国後、1カ月以上の間を置いて再び最大2年間の実習が可能に)
- 》受け入れ人数枠の拡大⇒常勤従業員数に応じた人数枠を倍増(最大5%までだったが、最大10%までに)

》 技能実習法により、技能実習が適正に実施され、技能実習生の人権が本当に守られるのか。

》 注視する必要あり

2019年4月1日からの新制度

》 改正入管法

》 在留資格「特定技能」

特定技能

》 技能実習との違い

- ▷ 転職が可能

》 対象国

- ▷ ベトナム、フィリピン、カンボジア、インドネシア
タイ、ミャンマー、ネパール、中国、モンゴル

特定技能

- 》 向こう5年間で最大34万5150人。
- 》 受け入れ人数が最も多いのが介護で最大6万人。外食業が5万3000人、建設が4万人と続く。

特定技能1号

- 》 5年間
- 》 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業の14分野
- 》 家族は帯同できない

特定技能2号

- 》 5年間
- 》 「建設」「造船・舶用工業」
- 》 家族が帯同できる
- 》 永住の道もあり得る

- 》 廃炉に特定技能外国人
- 》 東京電力方針 というニュースあり
- 》 2019年4月

中国の場合

- 》 中国・上海市内で家政婦として働くフィリピン人女性Mさん(38歳)
- 》 月収約14万円(8000元)
- 》 「日本より2割多い」
- 》 ただし、非正規滞在

外国人看護師・介護福祉士候補生

EPA (Economic Partnership Agreement : 経済連携協定) とは

経済連携協定 (EPA)

自由貿易協定

(FTA)

物品関税撤廃

サービスの障壁撤廃

人の移動

投資

知的財産の

保護

EPA（経済連携協定）による 外国人看護師・介護福祉士候補生の受け入れ

》 インドネシア

- ▷ 日・インドネシア経済連携協定（2008年7月1日発効）に基づき2008年度から受け入れ

》 フィリピン

- ▷ 日・フィリピン経済連携協定（2008年12月11日発効）に基づき2009年度から受け入れ

》 ベトナム

- ▷ 日・ベトナム経済連携協定（2009年10月1日発効）に基づき2014年度から受け入れ

受入れの背景（労働人口の推移）

http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/s0.html

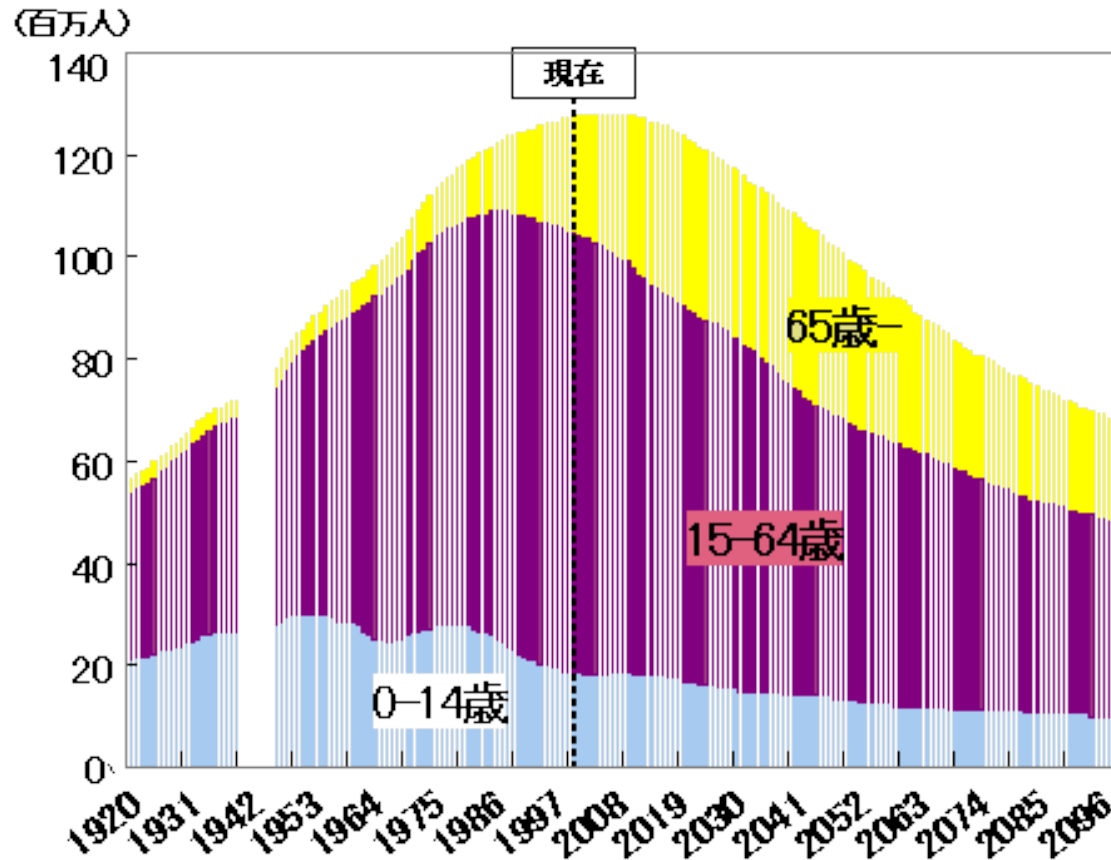


図1-3 日本の人口推移と将来推計

厳しい条件

》 看護師候補生・・・原則3年間で合格しなければ
帰国

》 介護福祉士候補生・・・原則4年間で合格しなければ
帰国。

合格しても帰国する人が少なくない

難解な専門用語

》眼瞼

- ▷ がんけん
 - ▷ まぶた

》褥瘡

- ▷ じょくそう
 - ▷ 床ずれ

日本語を第一言語としない看護師候補者への対応策の具体例

-2011年度第101回看護師国家試験-

- 》 ◆一般的な用語(専門用語以外)への対応
- 》 ・医学・看護専門用語以外で、常用漢字外あるいは読み方が難解と判断された漢字に対してふりがなが振られた。⇒全10か所
- 》 例) 膿(うみ), 稀(まれ), 破綻(はたん)

日本語を第一言語としない看護師候補者への対応策の具体例

-2011年度第101回看護師国家試験-

●**疾病名への英語の併記**⇒全159か所

例)脳梗塞(cerebral infarction), 切迫性尿失禁(urge incontinence)

●**外国人名への原語の併記**(2か所)・人名を付した専門用語への原語の併記(17か所)

例)フィンク(Fink SL)、Babinski(バビンスキー)反射

日本語を第一言語としない看護師候補者への対応策の具体例

-2011年度第101回看護師国家試験-

* その他:

より平易な用語への置き換えや、あいまいな表現の明確化、否定表現の肯定表現への置き換えなどの対応が図られた。

行かないことはない(二重否定)

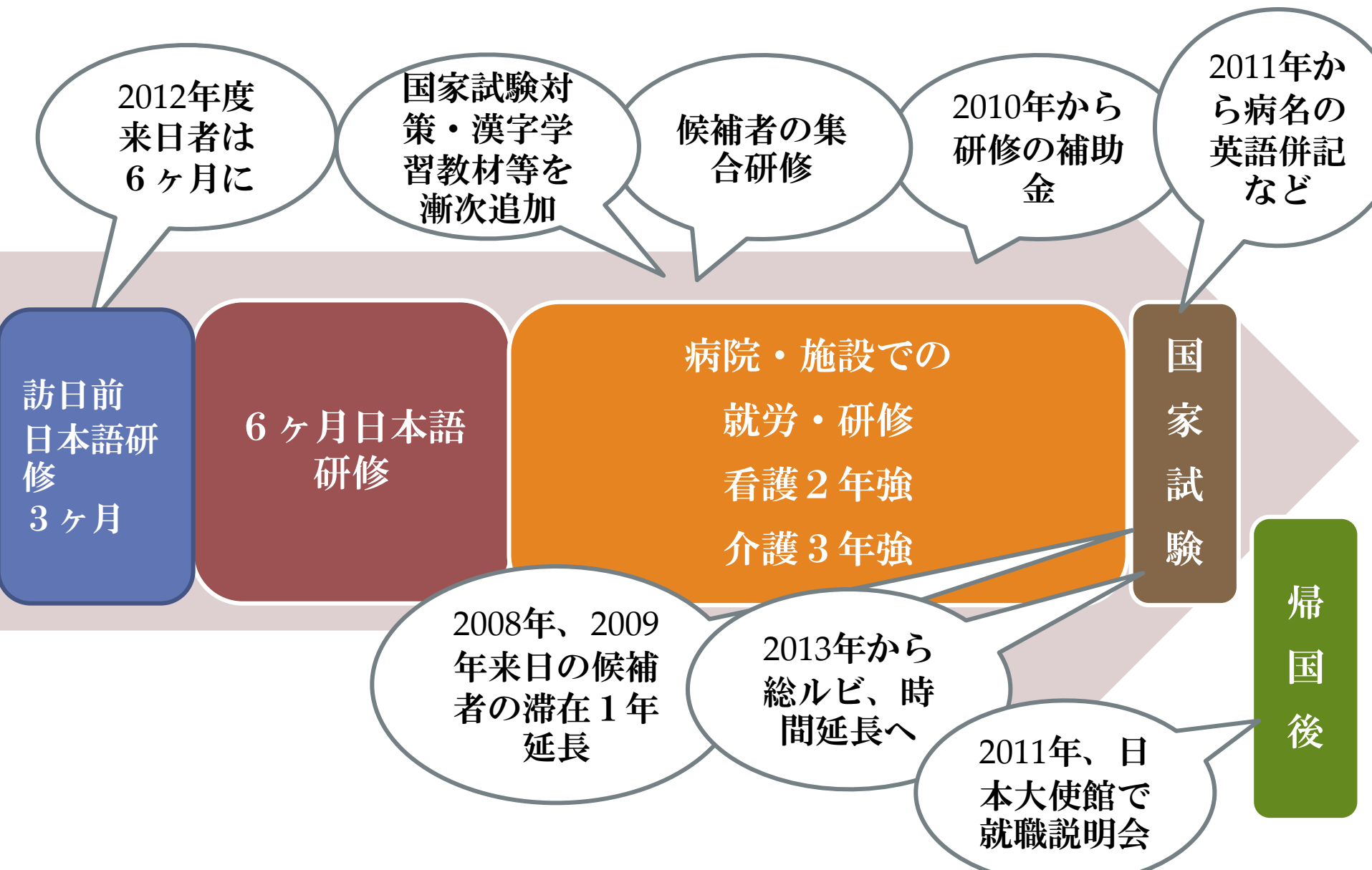
食べないでもない

きれいというわけでもない……

その他の対策

》 国家試験の合格率の低さ(1%~4%)を受け、2011年3月、政府は2008年度と2009年度に受け入れた看護師候補者と介護士候補者について、**一定条件を満たせば滞在期間を一年間延長**することを閣議決定。

日本政府によるこれまでの追加施策



第108回（2019年） 看護師国家試験合格状況

- 》 受験者全体の合格率 91.0%
- 》 EPA看護師候補者の合格率 16.3%(69人)
- 》 （2015年は、合格率7.3%・26人）

- 》 ベトナムは約50%が合格

- 》 <https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000496521.pdf>

EPAと日本語教育

- 》本制度では、6ヶ月（以上？）の研修が義務となっている。
 - ▷ 日本語能力試験N2以上の候補者は、訪日後の日本語研修（6か月）が免除される。

- 》研修は、日本国内でも国外でもいい。
 - ▷ 例：インドネシアで2ヶ月、日本で4ヶ月。

日本語教育面での問題点

- 研修は病院・施設に丸投げ(教える技術の不足)
- 教材が少ない
- 看護・介護と日本語教育の両方の専門家が少ない(連携も難しい)
- カネが足りない(調査も開発もできない)

その他移民政策上の課題

•家族(在留資格)

- 合格するまでは配偶者・子どもの呼び寄せ不可
- 親の呼び寄せの困難さ
- 子どもの教育, 配偶者の仕事さがし

•候補者のキャリア設計の問題

- 国家試験合格までは補助的業務に従事するため
技術が習得できない(看護)
- 母国に「介護専門職」が存在しない(インドネシア)

》 EPAの部分に関しては、布尾勝一郎さん
(佐賀大学准教授)が2013年度のクラスで
ゲストスピーカーとして発表なされた際の
資料の一部を借用しています。

今回の授業を補足する課題ビデオ

- 》 今回の授業で取り上げられなかったものです
- 》 在日日系ブラジル人（途中で登場するリリアンさんはまつおの友人です）
<https://www.youtube.com/watch?v=rrGs4w9O9C0>
- 》 ヘイトスピーチの実態
<https://www.youtube.com/watch?v=Pvud79sP42M>
- 》 NHK 地域が支える第三国定住
<https://www.youtube.com/watch?v=mLOG8sJgR6M>

次回のための課題ビデオ

》 <https://youtu.be/72qJbmdtpMs>

》 <https://www.youtube.com/watch?v=72qJbmdtpMs&feature=youtu.be>

どちらのURLも同じ映像です。

限定公開ですので、取り扱い注意。

最後に

- 新たに日本社会に参入する外国人にとって
- 日本語習得それ自体が最終目標ではない
 - 人とつながること
 - 自分らしさを取り戻すこと
 - 社会の一員として社会に参画すること
- エンパワーメントを実現すること
 - これこそが日本語教育が果たす役割

(「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案活用のためのハンドブック 文化審議会国語分科会2011年より内容をまとめました)